

どのように対応するのですか。

1 「石川県行財政改革大綱2007」の策定

平成14年に策定した「新行財政改革大綱」に盛り込まれた各種の改革項目は、平成18年度末には、取組期間を1年残し概ね達成できました。しかしながら、「新しい財政の中期見通し」でお示ししたとおり、本県の財政状況は、退職手当、社会保障関係経費、公債費といった義務的経費の増嵩により更に厳しくなることが見込まれており、新しい長期構想の着実な実現を図るためには、これまでも増して強固な行財政基盤を確立していくことが求められています。

そのため、時代に適応した「自立的かつ持続可能な行財政基盤の確立」を目指し、これまでの取り組みをさらに深く掘り下げ、

- ・長期構想の実現に向けた地方分権の担い手としての組織体制の整備
- ・厳しい財政状況の下での財政健全性の維持
- ・時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し
- ・事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化

に、全庁挙げて取り組んでいくこととしております。

2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

「石川県行財政改革大綱2007」では、財政の中期見通しを踏まえ、以下のとおり財政運営を見直すことにより、行政のスリム化と財政の健全性の維持を図ることとしております。

～ 財政の健全性維持に向けた基本方針と5つの柱 ～

(基本方針)

県債残高の抑制

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

基金残高の確保

減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増等に対応できる基金残高を確保

(5つの柱)

1 歳入の確保

- ・ 税収の確保（個人住民税徴収対策の強化、滞納整理の促進など）
- ・ 広告収入の確保
- ・ 受益者負担の見直し、適正化
- ・ 遊休財産の整理、処分
- ・ 多様な公金収納方法の検討

2 定員適正化計画の見直しと職員費の削減

- ・ 知事部局の職員数を5年間（平成19～23年度）で250人程度削減 職員費の抑制
- ・ 給料、諸手当等の見直し

3 一般行政経費の縮減

- ・ 管理的経費の抑制
- ・ 各種補助金等の見直し（助成目的の達成状況、市町との適正な役割分担及び費用対効果等の観点から廃止・重点化）

4 投資的経費の抑制

- ・ 地域経済、雇用情勢に配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合（平成17年度=51.8%、全国12位）を全国平均を目途に順次抑制
- ・ 大規模施設整備の見直し
- ・ 施策目的に沿った公共事業の重点化
- ・ ローカルルールによる効率的、効果的な社会資本の整備
- ・ 県単施設整備費補助制度の見直し

5 財政運営の工夫による負担の平準化

- ・ 公債費の償還期間の延長
- ・ 基金の有効活用
- ・ 退職手当債の発行
- ・ 行政改革推進債の発行

3 「石川県行財政改革大綱2007」に基づいた平成19年度の主な取り組み（抜粋）

厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

歳入の確保

- ・ 市町での個人住民税の徴収支援のための専任職員の配置
- ・ 動産の差押えとインターネット公売の活用
- ・ 自動車差押え用タイヤロックの導入
- ・ 印刷物への広告掲載、ホームページにおけるバナー広告掲載
- ・ 県営住宅駐車場の有料化
- ・ 遊休財産の整理、処分

定員適正化計画の見直しと職員費の削減

- ・職員費を抑制するため、知事部局において今後5年間で職員数を250人程度削減
- ・常勤特別職の給与減額、期末手当10%減額の延長
- ・管理職手当の定額化及び10%減額の延長

一般行政経費の縮減

- ・公用車台数の縮減と小型化推進
- ・各種補助金などの見直し

私立高等学校入学料軽減対策の見直し（対象を低所得者に重点化）
単位納税貯蓄組合への助成廃止（口座振替納税制度の活用による納期内納税への転換）
県単生活バス路線補助制度の見直し（助成対象算定基準等の見直し）
青果物価格安定対策補助制度の見直し（基金造成等のルール見直し）

投資的経費の抑制

- ・担い手への農地集積促進など独自基準の設定による公共事業の重点化
- ・ローカルルールを活用促進

1.5車線の道路・農道の整備、河川のピンポイント改良、既存道路敷を活用した直進レーン・右折レーンの設置

- ・県単施設整備補助制度の見直し

自立支援型住宅リフォーム補助制度の見直し（対象を低所得者に重点化）
農業機械等整備補助制度の見直し（対象を、企業の経営を目指す担い手や、付加価値向上などの産地競争力の強化につながる事業に限定）
市町管理漁港、港湾整備事業への助成方法の見直し（起債を有効活用した助成制度への移行）

財政運営の工夫による負担の平準化

- ・公債費償還期間の延長（原則20年 30年）
- ・基金からの借入れによる財政負担の平準化
- ・県有施設整備基金の充当事業の拡大（大規模公共事業へも充当）
- ・人件費の削減による将来の財政負担軽減の範囲内での退職手当債発行による退職手当負担の平準化
- ・行財政改革による将来の財政負担軽減の範囲内での行政改革推進債発行による当面の財政負担の軽減

時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえた県行政の守備範囲の見直し

事務事業の廃止、市町・民間への移管

- ・身体障害者授産所セルプはくさんの民立化
- ・計量検査業務の民間活用
- ・漁業調査指導船祿剛丸の運航停止
- ・市町への派遣社会教育主事の引き揚げ（平成 19 年度以降順次）

公社外郭団体等の見直し

- ・能登地域高等教育振興財団の廃止
- ・県民ふれあい公社健民スポレクプラザの運営見直し（利用料金制の仕組みを活用した管理委託への移行）
- ・石川 2 1 世紀農業育成機構業務の見直し（担い手に対する経営支援業務を県等に移管）
- ・農業開発公社牧場公園（宝達志水町）の廃止
- ・まちづくりセンターと建設技術センターの統合
- ・住宅供給公社の分譲住宅の早期売却と廃止に向けた準備

特別会計・事業会計事業の見直し

- ・県立病院の機能充実及び経営効率化に向けた運営体制の見直し検討
- ・金沢競馬の経営の健全化（経営改善計画（計画期間：平成 19～21 年度）に基づいた取り組みの推進）
- ・電気事業の民間への譲渡に向けた取り組み

事務処理の工夫や資産の適正管理による業務の効率化

民間ノウハウの活用

- ・外部委託の拡大、民間派遣職員等の活用（職員研修業務、歴史博物館受付・解説業務、図書館窓口業務など）
- ・地方独立行政法人制度等の活用検討

事務処理の工夫による業務の効率化・適正化

- ・看護大学と県立大学の一般科目（一般教養）教員の兼任
- ・IT の活用による業務の効率化（住民基本台帳ネットワーク、L G W A N の利用拡大など）
- ・入札制度の改革（公共工事における一般競争入札の対象拡大など）

施設・資産の有効活用と適正管理

- ・白山ろく民俗資料館の運営見直し（冬季休館による施設管理の効率化）
- ・森林の持つ公益的機能の確保（いしかわ森林環境税の導入）
- ・県有施設の長寿命化の推進（県有施設保全管理基準の策定）

(コラム) 地方分権改革について

1 地方分権とは

「地方分権」とは、個性豊かな地域社会の形成、少子高齢化社会への対応といった、新しい時代の課題に対し、「画一・一律・硬直」という中央集権型のシステムから、「多様・選択・柔軟」へという時代の大きな流れに的確に対応し得る、住民主導の行政システムに切り替えていくことです。

2 これまでの取り組み

平成12年の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、国と地方は、法的には対等・協力の関係となりましたが、地方分権推進委員会が最終報告で示したように、税源移譲による地方税財源の充実・確保は、残された大きな課題でありました。

「三位一体の改革」は、こうした経緯を踏まえ、地方税財源の充実・確保、国庫補助負担金の廃止により国の関与をできるだけ排除することなど、真の地方分権の実現に向けた行財政の構造改革として取り組まれると考えられていました。

しかしながら、平成18年度までの「三位一体の改革」においては、約3兆円の税源移譲が行われたものの、国庫補助負担金の廃止ではなく補助率の引下げという手法が大部分を占めたため、国の関与が残るなど「地方の自由度を高め、裁量権を拡大する」という観点からは極めて不満の残るものでした。地方分権は、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かすことが必要です。

3 第二期地方分権改革に向けて

平成18年6月、全国知事会などの地方六団体は、これまでの改革（第一期改革）を踏まえ、平成19年度以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、地方分権改革推進法の制定などを求める「地方分権の推進に関する意見書」を内閣・国会に提出しました。

平成18年7月に、閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太の方針2006）」では、地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図ることとされました。

これを受けて、平成18年12月に、地方分権改革推進法が成立し、公布されました。この法律においては、政府内に、地方分権改革の推進体制（地方分権推進委員会）を整備し、国と地方の役割分担のあり方等を検討すること、政府は「地方分権改革推進計画」を作成すること、国から地方への権限移譲の推進、国の関与の整理合理化、国庫補助負担金・地方交付税・国と地方の税源配分等の財政措置のあり方について検討することなどが定められました。

平成19年4月、内閣府において地方分権改革推進委員会が発足し、今後、地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議し、その結果に基づき、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告することとなっています。

本県としては、第二期地方分権改革が、真の地方分権につながるよう、全国知事会を通じて働きかけていきたいと考えています。